

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(R7.7.17 告示)

改正概要

1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項(第一5、9関係)

- ・ 地方公共団体及び関係団体は、昭和 56 年の耐震基準導入以降で平成 12 年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施に努めるよう促すこと。
- ・ 地方公共団体は、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修、段階的な耐震改修の実施等に関する取組を行うことも考えられること。
- ・ 地方公共団体は、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の普及に努めること。

一昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建築された一
木造住宅の耐震性能チェック
(所有者等による検証)



本協会では、昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建てられた木造住宅を対象として、効率的に耐震性能を検証する方法（新耐震木造住宅検証法）を作成いたしました。
本リーフレットでは、新耐震木造住宅検証法のうち、「所有者等による検証」を行うことができるとともに、「専門家による効率的な検証」に必要な追加のチェックもできるようにしています。

まず、お住まいの宅がバリアフリー化の対象となるかどうかをセクション1、対象となる場合は、1.所有者等による検証（チェック1からチェック4）を行い、効率的な検証を行います。
2.所有者等による検証が必要（チェック5）とあり、専門家による効率的な検証を受ける場合には、追加の建物チェック（チェック5とチェック6）も必要、チェック1からチェック6までの結果など、追加・変更など、専門家等に相談してください。
リフォームなどを行う場合は、意味、ムリ・アフレットを活用して、お住まいの住宅の耐震性能をアップしてあげてください。

ご参照：「リフォームは耐震改修による安全安心の検証と合わせて行う。事故による安全安心の検証と合わせて行う。事故による安全安心の検証と合わせて行う。」

氏名		住所	
連絡先	()		
印			

一耐震改修推進 日本建築防災協会

←木造住宅の
耐震性能チェック
日本建築防災協会

リフォーム支援制度→
まるわかりガイド
国土交通省

リフォーム促進税制

ローンの有無によらず一定のリフォームを行った場合、減税。

【所得税額からの控除】
最大控除額 **60～80 万円**
※リフォーム工事完了後居住を開始した年分の所得税（1年）が確定申告後に還付されます。

【固定資産税の減額割合】
固定資産税の **1/3～2/3** に相当する額を減額
※リフォームを行った年の翌年の固定資産税から減額されます。

対象工事のメニュー

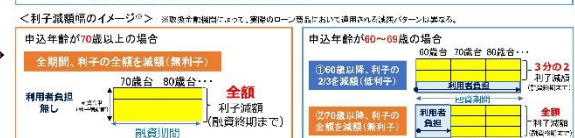
所得税・固定資産税双方の減税が可能	住宅の耐震性能やエネルギー効率を向上させるリフォーム	所得税のみ減税が可能	親子、孫の3世代で助け合い、暮らせるような住宅設備を増やすリフォーム
耐震補修（昭和56年5月31日以前建築）の住宅を既存の耐震基準に適合させるリフォーム	高齢者や障がい者、居住者が安全に暮らせるようにするリフォーム	子育て世代	子育て世代の子どもが安心して暮らせるような住宅にするリフォーム

高齢者向け耐震改修融資（リバースモーゲージ型）の無利子化・低利子化 新設 国土交通省

高齢者世帯の耐震化を促進するため、住宅金融支援機構の「リバース60」を活用した耐震改修融資について、金融機関への貸付補給を実施することにより、利用者に対して低利子又は無利子で貸出する。*

※1 住宅金融支援機構が貸付する貸付金に利付が加算する。高齢者世帯に貸付する住宅ローン（住宅ローン）の返済額が、元金返済額に比べて1割減額（返済額が元金返済額の9割）となる。

※2 「リバース60」の貸付金に利付が加算する。本制度の適用を受ける貸付金に利付が加算する貸付額は、返済額が元金返済額の9割となる。貸付金の返済額が元金返済額の9割となる。貸付金の返済額が元金返済額の9割となる。



高齢者向け耐震改修融資→
(リバースモーゲージ型)
の無利子化・低利子化
国土交通省

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項(第二2関係)

- ・ 住宅については令和 17 年までに、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目指す。

3. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項(第四関係)

- ・ 地方公共団体による、耐震改修の有効性の啓発及び普及や、要安全確認計画記載建築物のうち緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図(避難路沿道耐震化状況マップ)の作成及び活用の普及を図ること。

4. 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項(第五関係)

- ・ 国が耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物それぞれについて目標を定めることとしたことを踏まえ、都道府県及び市町村において、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物それぞれについて、地域の実情に応じて目標を定めるべきであること。